

記

一 急業ハ欠勤ト見做ス

大正十二年三月廿一日

小田 電機 工場

河 急業

右會見ノ願未ヲ聴取シタル職工等ハ工場主ノ  
 不誠意ヲ鳴ラシ協議ノ未別記(四)ノ如キ要本書  
 ヲ提出スルコトニ決シ今日午後五時退場時ニ  
 之ヲ工場主ニ提出シ午後七時頃ヨリ重立タル  
 職工二十五名月島労働會館ニ集合シ協議ノ  
 結果職工ノ結束ヲ鞏固ニシ能ク追要求ノ貫徹  
 ヲ期スルキコトヲ申合スルコトヨリ  
 工場主ハ昨(廿)日大部分ハ職工ハ急業状態  
 ナルヲ以テ正午代表者ヲ事務所ニ招キ前記(五)

島

ノ田卷書ヲ友附シタルニ其微全部ノ職工ハ全  
 ク急業トナリ本日モ一同出勤依越急業繼續シ  
 居ルヨリ工場主ハ百午頃一時休業ヲ祭表スル  
 筈ナルヲ以テ專ラ注意中

三月十日日誌  
急業  
記

(一) 別 記 嘆 願 書

一月下旬月島ニアリテハ相當各工場制度ヲ  
 見聞致シマス知先ツ殆ト工場ハ八時間制  
 ヲ實施致シマシテ其數金島十五工場余モ  
 アル状態アリマス  
 御承知ノ通り之レハ現代ノ時勢ヨリ申マ  
 シテ又我等ノ月下ノ生活條件ヨリ考へ